

事 務 連 絡

令和5年5月8日

高齢者関係施設等の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

日ごろから、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日以降は新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査および抗原検査）への公費支援が終了し、検査料等について患者の自己負担が発生しますので、お知らせします。

なお、県内の外来対応医療機関に対しては、別添のとおり令和5年4月20日付事務連絡により周知済である旨申し添えます。

【担当】

福井県長寿福祉課

介護サービスグループ

TEL 0776-20-0332

Mail hokaisei@pref.fukui.lg.jp

事務連絡
令和5年4月20日

診療・検査医療機関 御中

福井県健康福祉部保健予防課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上における
位置づけ変更後の外来対応の取扱いについて

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策に多大な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更される予定となっております。

つきましては、位置づけ変更後の取扱いについて、下記のとおりとなりますので、御確認くださいませようお願いします。

記

1 発生届の提出および診断した患者総数の報告等について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合に保健所へ行っていた「発生届の提出」および「診断した患者の総数の報告（日時報告）」については、提出等（HER-SYSへの入力含む。）が不要となります。
※令和5年5月7日診断分までは発生届の提出および日時報告は必要です。
- ・ 診断時に患者へ配布していただいたチラシ「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ（赤色・青色）」は不要となりますので、廃棄していただきますようお願いします。また、位置づけ変更後の療養期間の考え方等に関する新たなチラシを作成しており、準備が出来次第、改めてお知らせします。

2 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査および抗原検査）の費用に対する公費支援は終了するので、検査料および判断料についても患者に自己負担分を請求する必要があります。
※令和5年5月7日に実施した検査までが公費支援の対象となります。

3 発熱患者等への診療または検査を行う医療機関の名称について

- ・ 発熱患者等の診療または検査を行う医療機関の名称が「診療・検査医療機関」から「外来対応医療機関」に変更されます。既に診療・検査医療機関として指定を受け、届出内容に変更がない場合は、県への改めでの届出は不要です。

【担当】

感染症対策グループ

TEL 0776-20-0704